

**Earlyguard Limited に対する資産譲渡課税処分の無効化に向けた
インド共和国への確約書 (Undertaking) の差入れに関するお知らせ**

三井物産の完全子会社である Earlyguard は、2012 年にインド共和国が制定した、同国資産を間接保有する非居住者の株式の譲渡取引が課税対象となる旨の税法に基づき、2007 年に実施済みの Finsider 株式売却に関し、課税処分を受けました。その後、インド共和国は「2021 年税制 (改正) 法 (Taxation Laws (Amendment) Act 2021)」（「**本改正**」）および「2021 年所得税 (第 31 回改正) 規則 (Income-Tax (31st Amendment) Rules 2021)」（「**本規則**」、本改正および本規則を総称して「**2021 年所得税制**」）を制定し、所定の手続を経ることで上掲の課税処分を無効化できることとなりましたので、三井物産は、2021 年所得税制に従い、無効化手続を実施している処、斯かる手続の一環として、以下をお知らせいたします。

2021 年 11 月 2 日、Earlyguard は、2021 年所得税制に基づく本課税処分無効化手続の一環として、インド共和国に対して、2021 年所得税制に定める一定の条件のもと、インド税務当局による 2016 年 5 月 25 日付の査定決定 (assessment order、「**本課税処分**」)、または関連する裁定、判決もしくは裁判所の命令に起因または関連する一切の請求を取り下げ、存続しないとみなされることに同意する旨の確約書 (Undertaking) を差入れました（「**Earlyguard による確約書**」）。

Earlyguard による確約書に加え、三井物産は、本規則に従い、インド共和国に対して、以下の内容の確約書 (Undertaking、以下「**三井物産による確約書**」) を差入れました。

- 三井物産が本課税処分に関するまたは基づくあらゆる裁定、判決または裁判所の命令に基づく権利および定めに従って依拠することを永久に取消不能の形で一切差し控えることの確認。
- 本課税処分に関するまたは基づくあらゆる裁定、判決または裁判所の命令、および本課税処分に関する一切の請求について、インド共和国およびインドの関係者 (Indian Affiliates、2021 年所得税制で定義) を完全に免責すること。
- 当該免責に反して、インド共和国またはあらゆるインドの関係者に対して提起される一切の請求 (関連当事者または利害関係者からの請求を含む) について補償すること (以下「**三井物産による補償**」)。
- 三井物産が、そうした裁定、判決または裁判所の命令につき、あたかも正当な権限のある管轄裁判所によって取り消された場合と同様に無効かつ法的効力のないものとして取り扱い、かつ、それに基づくいかなる行為も行わず、法的手続を開始せず、請求を行わないことの確認。

インド・バンガロールの国際課税に関する所得税コミッショナー (Commissioner of Income-tax, International Taxation, Bangalore、以下「**コミッショナー**」) が、2021 年 11 月 12 日に、Earlyguard による確約書および三井物産による確約書を審査の上、受理したことを受けて、Earlyguard は、以下の通り、インド政府に対する仲裁、および、インド税務当局への本課税処分に関連する申請の取下げを行いました。

- a) 2021年12月16日、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府とインド共和国政府との間の1994年3月14日付の投資の促進および保護に関する協定に基づく本課税処分に関連して同社が申し立てた仲裁の正式な取下げ。
- b) 2021年12月15日、1961年所得税法第154条に基づいて同社が2020年6月29日に提出した本課税処分に関する修正申請（Rectification Application）の正式な取下げ。

本規則に従い、かつ、Earlyguard が上記の請求を取下げたことに鑑み、コミッショナーは、本課税処分を無効とみなす旨の命令を30日以内に宣言の形式で発しなればなりません。

しかしながら、仮にコミッショナーが Earlyguard および三井物産による確約書を拒否した場合、または、Earlyguard に対して本課税処分を無効とする命令を発しなかった場合には、三井物産による確約書および三井物産による補償は、発行されなかったものとみなされます。